

資料 2

坂井市コミュニティセンター長の服務に関する規則（案）	確認事項
平成27年〇〇月〇〇日 坂井市	
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、坂井市コミュニティセンター条例(平成〇年坂井市条例第〇号)により設置されたコミュニティセンター（以下「センター」という。）に置くセンター長(以下「センター長」という。）に関し、坂井市特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例(平成18年坂井市条例第33号)に定めるもののほか必要な事項を定める。</p>	
<p>（任期等）</p> <p>第2条 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、センター長に欠員が生じた場合の補充センター長の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 満70歳に達した者は、任命できない。ただし、任期途中において満70歳に達したものはこの限りでない。</p>	→センター長の任期
<p>（職務）</p> <p>第3条 センター長は、次に掲げる事務に従事する。</p> <p>(1) 施設の維持管理に関すること。</p> <p>(2) 施設の使用許可に関すること。</p> <p>(3) 坂井市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成27年坂井市教育委員会規則第〇号）第2条に規定する事務に関すること。</p> <p>(4) 地域づくり活動における各種団体との連絡調整に関すること。</p> <p>(5) まちづくり協議会運営における事務に関すること。</p> <p>(6) センターにおける教育委員会主催事業の支援に関すること。</p> <p>(7) 市長が特に必要と認めたこと。</p>	<p>→補助執行「従来の公民館事業」に係る事務</p> <p>→地域づくりコーディネーター役</p> <p>→まち協の事務局長的役割を指す。</p> <p>↘教育委員会がセンターを会場とする事業の支援</p>
<p>（使用料及び受講料等の取扱い）</p> <p>第4条 センター長は、使用料及び受講料等を徴収したときは、速やかに坂井市会計管理者に払い込まなければならない。</p>	
<p>（勤務日及び勤務時間）</p> <p>第5条 センター長の勤務日は、1週間につき5日とする。ただし、公務上特に必要があると認められる場合は、4週間ごとの期間について20日を超えない範囲内で定めることができる。</p> <p>2 センター長の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までの間の6時間とし、1週間につき30時間とする。ただし、公務上特に必要があると認められる場合は、4週間ごとの期間について、120時間を超えない範囲内で定めることができる。</p> <p>3 センター長の休憩時間は、1日の勤務時間が6時間を超える場合、1日の勤務時間の途中で1時間の休憩時間を定めることができる。</p>	<p>→センター長の勤務時間</p> <p>→休憩時刻を追加</p>

<p>（秘密を守る義務）</p> <p>第6条 センター長は、職務上知り得た秘密を洩らしてはならない。退いた後も同様とする。</p>	
<p>（解職）</p> <p>第7条 市長は、センター長が地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第1項及び第2項に該当すると認めるとき、又は任用期間中に任用が必要でなくなったときは、解職することができる。</p>	
<p>（その他）</p> <p>第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。</p>	
<p style="text-align: center;">附 則 （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。 （坂井市公民館長の服務及び事務委任に関する規則の廃止）</p> <p>2 坂井市公民館長の服務及び事務委任に関する規則（平成20年坂井市教育委員会規則第4号）は、廃止する。 （経過措置）</p> <p>3 この規則の施行の日の前日までに、坂井市公民館長の服務及び事務委任に関する規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。</p>	